

5章

営利法人

(株式会社・合同会社等)

のQ & A

Accounting / tax
for arts and culture
Q&A Book

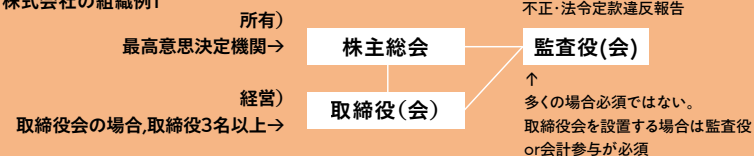
営利法人（株式会社・合同会社等）

営利法人は、事業活動によって利益を獲得し、**会社**が得た利益を**出資者**に分配することを目的として活動する法人です。株式会社や持分会社（合同会社、合資会社、合名会社）等が該当します。一般的に株式会社や合同会社を設立することが多いです。

一般的な組織構成

株式会社を例にすると、出資者である株主で構成される株主総会と取締役の設置は必須ですが、それ以外の機関の設計は任意です。会社の規模や目的に合わせた設計が可能です。利害関係者が増えると法令上、求められる機関もあります。小規模な会社だと、株主総会と経営者である取締役だけで始める会社が多いです。また、不正や法令・定款違反を監視する監査役を設置する会社もあります。一方、合同会社の場合は出資者による社員総会のみで構成されるため、よりシンプルなかたちとなります。

株式会社の組織例1



株式会社の組織例2

社員総会のみ
（出資者による総会）

会計・税務と組織運営上のポイント

- ・営利法人は定款に定めた事業を行う
- ・最高意思決定機関である株主総会（社員総会）で重要事項の意思決定がされる
- ・株式会社では出資割合に応じて意思決定への影響力が高まり、利益分配もされるが、合同会社では出資割合は影響しない
- ・獲得した利益は、出資者への分配が可能
- ・事業を行う上で、法人税、地方税、場合によっては消費税の申告・納税が必要
- ・解散時は残余財産を出資者に分配する

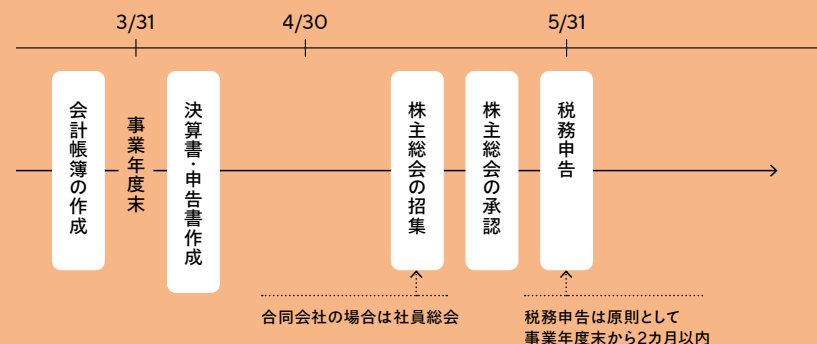
会計の拠り処となるルール

一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行

会社の会計は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従うものとする会社法では規定されており、「企業会計基準」と呼ばれる各種基準が会計の拠り所になります。中・小規模の会社の場合は、「企業会計基準」を簡素化した「中小企業の会計に関する基本要領」や法人税法に基づく税務会計が会計の拠り処となっております。

決算スケジュールの例

営利法人は毎年必ず決算をしなければならず、スケジュールにさまざまな段取りがあります。法律に則った正しい手順で決算をするためにも、スケジュールを確認しましょう。ここでは3月決算法人で、法人税申告を行う場合を例に紹介します。



POINT 持分会社（合同会社、合資会社、合名会社）について

営利法人には株式会社以外にも「持分会社」があります。持分会社は3種類あり、それぞれ出資者である「社員」（株式会社における「株主」であり、従業員とは別）の責任範囲が異なります。また、株式会社では出資者である株主と経営者は必ずしも同一でないのですが、持分会社では出資者と経営者が同一となります。（株式会社は「所有と経営の分離」という仕組みです）。合同会社では出資割合に関わらず、自由に議決権の割合が決められる（意思決定の影響力を変えられる）という点も特徴です。株式会社と比較して、設立費用が低く、定款認証や決算公告の必要がない等の特徴があります。芸術文化の団体としては「合同会社」が比較的多く選択されています。

持分会社の種類

- ・合同会社（LLC）：有限責任社員1名以上（有限責任社員のみ）
 - ・合資会社：無限責任社員1名以上、有限責任社員が1名以上
 - ・合名会社：無限責任社員1名以上（※無限責任社員のみ）
- ※無限責任…会社の債務について限度なしに支払いをする責任のことで、とても重い責任。

Q 株式会社と合同会社の それぞれの特徴は？

48

営利法人として、演劇の制作会社を仲間とつくろうとしています。現時点では「株式会社」と「合同会社」が候補なのですが、このふたつはどう違いますか。

〔演劇制作 Aさん〕

A 知名度、設立コスト等に違いがあります。

Aさんが悩まれている通り、会社を新規に作ろうと思ったとき、一般的には「株式会社」と「合同会社」が候補に挙がってくると思います。実際、国税庁の統計をみてもいずれかの会社形態をとっていることが多いです。知名度では歴史的にも長く使われている株式会社のほうがまさっており、株式会社のみ上場も可能となっていることは株式会社を選択する理由のひとつです。その他、会社形態による違いについては表にまとめましたので、まずはこちらをご参照ください。

株式会社と合同会社の違い

	株式会社	合同会社
知名度	高い	低い
設立コスト/手続き	高い	低い
定款認証	必要	不要
仕組み	所有と経営の分離	出資と経営が一体
責任	いずれも出資者は有限責任	
出資者	株主	経営者
意思決定	出資割合に応じた多数決	頭数に応じた多数決
決算公告義務	有	無
資本準備金制度	有	無
株式上場	できる	できない

■ 設立時のコストでの相違

いずれの法人も出資額は1円から設立することができますが、定款が正当な手続きを経て作成されたことを証明するため、株式会社のみ定款の認証費用がかかります。また株式会社、合同会社のいずれにおいても登録免許税の負担が必要です。この登録免許税について、合

同会社では最低額が6万円と株式会社より安いのが特徴です。

■ その他コスト面での相違

少し細かい論点ですが、合同会社では資本金の額を柔軟に設定することができ、出資された額（払い込みされた金額）と資本金に計上した金額との差額が自動的に資本剰余金となります。それに対して、株式会社では資本金以外に資本準備金を設定できる制度がありますが、資本準備金に組み入れが可能なのは払込金額の1/2までとなっており、資本金の額を極端に小さくすることができません。資本金の金額によっては登録免許税を節約できたり、設立2期までの消費税の計算に影響がでることがあるため、その点はコストや税金のかかり方に違いが生じます。

その他のコストとして、株式会社では決算公告の義務があり、事務的な負担やコスト面で株式会社の方が負担が大きくなる傾向があります。決算公告義務を除けば、設立後の運営コストは基本的に大きな違いはなく、設立時の手続き・コスト面からは合同会社が有利な選択といえます。

■ 所有と経営の仕組みの相違

次に、所有と経営の仕組みについてです。合同会社は所有（出資）者と経営者が一体であることから、出資者＝経営者によって経営されます。また原則、出資割合と関係なく1人1議決権で意思決定されることが特徴として挙げられます。

それに対して株式会社は所有と経営が分離され、経営者＝所有者とは限りません。株主に選任された経営者が経営をすることになりますが、意思決定では株主の意向が反映されます。合同会社と異なり、原則出資比率に比例して議決権数が増え、意思決定への影響力も増すことから出資比率が大きな意味を持ちます。株式会社は所有と経営が分離されていることで、株主が経営の健全性をチェックする機能もあり、会社の行動に一定の秩序が加わるメリットがあるため、信用面で合同会社を上回るとされています。

■ 税制上は大きな違いがない

一方、いずれの法人でも変わらないのは、税金のかかり方です。上記で触れた資本金の設定額に纏わる登録免許税や消費税の影響を除き、いずれの会社でも法人税・消費税等の税金計算の方法や税率等税制上大きな相違がないことは知っておいてもらえればと思います。最後に、設立後における合同会社と株式会社での会社の種類変更は手続きコストがかかりますが、いつでも可能です。そのためAさんも知名度や会社の仕組み、トータルのコストや運営上の利便を考え、設立時の会社種類を選択して、その後不都合等があれば変更を検討するかたちもよいかと思います。

Q 役員へ報酬を支払う際の注意点は？

今年、アートマネジメント業務を請け負う株式会社を立ち上げました。自社の取締役へ報酬を支払いたいのですが、注意点はありますか？

[アートマネジメント企業創業者 Kさん]

A 条件・タイミング・手続き等に要注意です！

法人の役員に対して報酬を支払うには一定のルールが存在します。

基本的に「定期同額給与」として毎月固定の金額で支払うか、または「事前確定届出給与」として前もって支払いの金額・時期を決めてその通りに支給することで、役員への報酬を損金に算入でき、納税負担が減ります。では、実際に役員報酬を決定ないし改定するために、どのような手続きを行えばよいかを説明します。

■「定期同額給与」として役員報酬を支払う場合

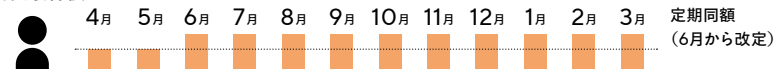
代表取締役



「定期同額」の字面のとおり、4月から3月まで一定の金額が並んでいます。会計期間開始の日から3カ月以内に、株主総会等で改定後の支給額を決定し、その後到来する支給期から改定後の金額で実際に支給することで「定期同額給与」として損金算入が認められます。設定した金額を超えて支給してしまうと、その部分は損金として認められない部分になりますので注意してください。

定期同額の支給額を改定する場合は、期首から3カ月以内（図の3月決算法人の場合、4月～6月）に株主総会（合同会社の場合は社員総会）等で決議された事実を議事録として残しておく必要があります。こうした改定は年1回に限り行えるのが原則ですが、業績が著しく悪化した場合や、役員の職制上の地位の変更（例えば平取締役から代表取締役への地位の変更）等があった場合には、例外的に別途期中改定が認められることもあります。

代表取締役



改定前及び改定後においては毎月固定の同額にする必要があります。例えば図のように3月決算の法人が6月改定で増額するということであれば、6月分以降、基本的には翌年5月までは当年度の同額になり、翌年の4月～6月になったら金額の改定を検討します。

株式会社はルール上、決算日から3カ月以内に定時総会を開催しなくてはなりませんので、3月決算であれば通常6月までに総会が開催されます。そのタイミングで毎年金額改定を決定すれば、そこから1年間同額の支給が可能となりスムーズです。

また、そのタイミングであれば前年度の決算が終了し、実績が判明しているため、前年の実績を踏まえ当年度の見込みを加味しながら、どれぐらいの役員報酬水準にするべきか決定することが可能となります。

■「事前確定届出給与」として役員報酬を支払う場合

「事前確定届出給与」は、前もって支払いの金額・時期を決めて、その通りに支給する方法です。「事前確定届出給与」として認められるためには、「①期首から4カ月が経過する日」もしくは、「②総会の開催日から1カ月が経過する日（職務遂行開始日の方が総会開催日より早い場合はそこから1カ月が経過する日）」のうち、いずれか早い日までに所轄税務署長に届出を出し、かつ、届出上の金額と時期の通りに実際の支給を行う必要があります。

例えば、3月決算法人で6月25日に株主総会を開催すると仮定します。この場合、期首から4カ月が経過した日である7月31日より、株主総会開催日から1カ月が経過した日である7月25日の方が早く到来しますので、7月25日までに届出を出さなくてはなりません。年中いつでもこの届出が出せるわけではないことに注意してください。

そのため、「事前確定届出給与」として支払いたい場合、事業年度が新年度になったら急ぎ方向性を考えておかないと、届出のタイミングに間に合わなくなってしまうます。また、届け出た時期と金額の通りに実際に支給しないと損金に算入できないためその点についても注意が必要です。

Q 同業者の夫婦で法人化するメリットは？

50°

夫も妻もそれぞれフリーランスの編集者として活動していますが、ひとつの会社として法人化することでなにか得られるメリットはありますか？

[編集者 Sさん]

A 「社会的信用力の向上」「事務の効率化」「役員報酬設定による税負担の軽減効果」等のメリットがあります。

個人事業主での活動も軌道にのってきて、収入規模も大きくなってくると法人にした方がいいといった話を聞く機会も増えてくるかもしれません。3つの視点から考えていきましょう。

■ 社会的信用力の向上

一般的に大企業等の場合、業種に関わらず、取引相手や発注先に法人格を求めるといった傾向があります。法人にすることで信用力が向上し、取引上の制約を排除できるメリットがあり、個人だからと取引を断られるといったことが避けられるようになります。従業員の採用面でも個人より会社の方が信用力が高いと考えられています。これらは法人化に伴う負担の裏返しでもあります。登記等の手続きを踏むことで社会により認められた存在として活動しやすくなります。

■ 事務の効率化

夫婦がそれぞれ事業をされていると、別々に帳簿を作成・管理する必要がありますし、資料を別々に分類・管理する手間もあります。夫婦共通でかかる家賃、水道光熱費等の経費計算の煩雑さ、各々で確定申告をしなければいけない等事務負担が重なる傾向があります。その点、会計主体を1つにすることで会計処理や税務申告を一本化でき、事務の効率化を図れる余地があります。

■ 税負担の軽減効果

法人化することで役員報酬設定等による税負担の軽減効果もあります。所得税は累進課税であるため、個人事業の場合、所得が大きくなると徐々に税負担が大きくなっていきま

す。個人の所得が少ないうちは適用税率も小さいのですが、所得が増えていくと段階的に適用される税率があがります。それに対して法人所得の場合、最大でも税負担は約35%であるため、法人としての所得とする方が税負担が軽くなる余地があります。フリーランスの編集者として活躍されているおふたりの所得がある程度高い水準にある場合を想定すると、ひとつの会社とすることでトータルの税負担を軽くできる余地があります。

具体的には両者が役員報酬や給与を受け取ることで給与所得控除を活用でき、各々に適用される所得税の税率を軽減できる余地がある他、法人税と所得税の税率差等による恩恵を受けられる可能性もあります。また、法人化に伴い、取り得る税金対策の幅が広がるメリットも挙げられます。それらを組み合わせることで、個人法人にかかる税負担の水準を軽減できる余地があります。

■ 設立コストや経理処理の複雑化、社会保険の負担等、デメリットも

ただし、法人化にはデメリットもあります。法人化するにはまず設立時のコスト等事務・費用面での負担があります。また経理処理は個人のものより複雑になり、税務申告書作成の難易度もあがるため、会計事務所への依頼が必須となる等通常会計・税務面のコストが増大します。

それ以外でも法人化することで会社として負担すべき社会保険が強制適用されます。そのコストは小さくありません。役員報酬についても、金額水準は任意に決定することは可能ですが、原則期首から3カ月以内に月額を定額で設定する必要があり、期中利益の多寡に応じて自由に変更できないことから、コントロールすることが難しい点は注意が必要です。

Q 出張手当を支給すると、 どんな良い点がありますか？

興行・公演等の出張の多い事業です。給与とは別に、出張手当を支給することでメリットがあると聞きましたが、具体的にはどういふことでしょうか。

[舞台制作会社 Kさん]

A 出張旅費規程をつくれば、 節税面でもメリットあり。

出張手当を支給する場合、支給ルールを定めた規程（出張旅費規程）を整備し、実際に出張が生じた際に規程の内容に基づき社長や従業員に支給すれば、通常合理的な範囲での支給であれば所得税が課税されません。そのため支給される個人側には、税金がからずに手当を受け取ることができるメリットがあり、支給する法人側も旅費として費用計上できるため、税金削減効果が見込めます。

出張旅費規程とは具体的にどういふものかという、規程の中で、出張を定義し、出張に伴い支出する交通費、宿泊費、日当等の各項目について支給ルールを具体的に定めておきます。例えば、交通費であれば実費支給、宿泊費であれば社長、管理職、一般社員等の立場ごとにそれぞれ一泊あたりいくら、日当であれば一日あたりいくらといった具合に、支給基準を具体的に定めます。

出張旅費（交通費・宿泊費・出張手当）は、基本的に旅費として経理処理すれば会計上問題がありません。また先述の通り、所得税法上非課税ですので、実際の出張事実に基づき規程に従い支払う限り、源泉徴収は不要になります。

国内、国外問わず遠方への出張が多いケースでは、規程を整備して、それに基づく支払額を増やすことで、給与と同額払うよりも税負担額を下げられる余地もあります。メリットが十分にありますので、条件に適合する会社は、出張旅費規程の活用をおすすめします。

Q 固定資産を購入するときに 気をつけることは？

新たに事務所を構えることになり、パソコンやデスクの購入がこのあと控えています。固定資産の購入時に気をつけることがあれば教えてください。

[舞台制作事務所 Sさん]

A 固定資産の費用化（減価償却）には いくつかのルールがあります。

固定資産を費用化するためには「減価償却」を行う必要があります。減価償却とは、資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の費用として配分していく手続きです。

■ 減価償却の計算方法

1組が10万円以上の資産については、「法定耐用年数」という国税局が資産ごとに定めた年数にしたがって費用化します。例えばパソコンは4年で償却する等、資産ごとにその償却年数が決まっています。また、それが中古資産の場合は、購入時点で既に使用されていた期間を、耐用年数から差し引いて償却してよいといったルールになっています。

また、減価償却を行う場合には、基本的に購入し使用を開始した月から月割りで償却していきます。そのため、使用開始時期がその会計年度の期首に近いほうが償却できる期間が増えるので、期首に近い時期に固定資産を購入・使用開始すると、年度内に費用化できる金額が大きくなるという効果があります。

■ 減価償却の特例（少額減価償却資産の特例／一括償却）

ただし、減価償却には例外があります。「1組30万円未満の資産は、取得して使用開始した期にすべて減価償却して費用化できますよ」という話を聞いたことがある人もいるかと思います。それがいわゆる「少額減価償却資産の特例」という制度です。こちらは青色申告を選択している中小企業者等が使える制度で、年間上限額300万円まで、1組30万円未満の固定資産を使用開始年度の費用にできます。

また、減価償却方法のその他の例外としては「一括償却」という、1組20万円未満の資産を3年で均等に償却して費用化できる制度もあります。一括償却は白色申告を選択している場合でも適用することができます。

Q 「社宅」にはどんな税務上のメリットがありますか？

53

役員が住居用に借りているマンションを社宅にすることで、税務上のメリットがあると伺ったのですが、どういことでしょうか。

〔株式会社役員 Tさん〕

A 「借り上げ社宅」とすることで、法人・個人双方にメリットあり。

法人が従業員や役員のために法人名義で社宅を借りて、それを役員や従業員へまた貸しすることを、一般に「借り上げ社宅」といいます。これにより法人・個人双方に節税メリットが生じる可能性があります。

まず法人側では、社宅の家賃が法人の費用として計上できるメリットがあります。通常は、法人が役員や従業員に給与を支給し、その中から役員や従業員自身が家賃を負担するかたちになると思います。ですが借り上げ社宅の場合には、一旦、法人側で家賃を全額負担することになるので、その分を法人側で費用として計上できます。

また個人側でも家賃を会社が支払ってくれることで同額を給与として受け取る場合と比較して、所得税を節約できるメリットが生じます。

ただし、家賃を全額法人側で支払ったとしても、実際に社宅を利用する役員や従業員が一定水準以上の家賃を負担しなければならないルールとなっています。家賃を一定の金額（賃貸料相当額）以上負担していれば、その分は、社宅を利用する個人において給与として課税されません。法人が従業員や役員から徴収する家賃の目安については所得税基本通達で具体的な計算式が定められています。

例えば約10万円の家賃を法人で負担している場合には、従業員や役員は通常数万円程度の範囲内の負担で社宅に住むことが可能です。ただし、社宅の床面積が広く、小規模な住宅でないとみなされる場合には、家賃の50%または場合によりそれ以上の金額負担を要する場合がありますので、注意が必要です。

Q 「共済」はどういったものがありますか？

54

「共済」には、どういったものがありますか？多くの企業が使っていると聞きました。

〔編集会社代表 Nさん〕

A 「小規模企業共済」「中小企業退職金共済」「倒産防止共済」等の共済があります。

よく利用される共済の制度としては、「小規模企業共済」「中小企業退職金共済」「倒産防止共済」の制度があります。

■ 小規模企業共済

「小規模企業共済」は個人事業主や会社の役員が個人で加入するもので、中小企業経営者向けの廃業後ないし退職後の生活資金として積み立てる共済です。この共済は廃業時や役員の退任時に、掛けていた共済金額や納入期間によって、掛け金に金額がやや上乗せされて戻ってくる共済ですので、退職金ないし年金の代わりに資金を積み立てるのに有効です。

掛け金は、月額7万円×12カ月が年間で最大に掛けられる金額です。この掛け金の全額を個人の確定申告で所得控除として控除可能ですので、所得税の負担を減らせるメリットがあります。

■ 中小企業退職金共済（中退共）

「中小企業退職金共済」は、法人または個人事業主が加入する共済で、中小企業等の従業員向けの、退職金代わりの共済で、福祉の増進と雇用の安定を図ることを趣旨とした共済制度です。従業員に支給する退職金の事前の積み立てとして、掛金を法人側で費用化することができるので、税負担を減らせます。従業員の退職金は、基本的には支給した年度で費用化されるものですが、この共済を利用することで積立段階で費用化できるので、税務上の特典です。解約や掛金減額は制約があるので、活用する場合は注意が必要です。

会計事務所を探す・選ぶコツ

公認会計士・税理士 杉山雅彦

組織が大きくなったり、活動が活発化すると、会計事務所等専門家の手が必要になってきます。一方で「会計事務所をどう探しているのかわからない」という声もあるようです。

■ 会計事務所へのアプローチ方法

会計事務所の探し方には以下のような方法があります。

- ・インターネットで検索をしてみる
- ・知人・友人・取引先に紹介をしてもらう
- ・既にお世話になっている弁護士、司法書士の方等各種専門家に紹介をしてもらう
- ・税務署の無料相談等から探してみる
- ・各種セミナーに参加してみる
- ・会計ソフト各メーカー等が推奨／紹介する会計事務所に問い合わせる

いずれの方法でも会計事務所を見つけることは可能ですし、他にも方法はあるかと思います。しかし、自分たちにあった会計事務所であるかどうかを見極めるのは簡単ではありません。そのため、会計事務所に期待する役割はなにか、どの範囲でサポートをお願いしたいのか等、自分たちがこだわっているポイントがなにかを一度検討することをおすすめします。その上で会計事務所の違いについて整理してみたいと思います。

■ 得意としている分野・サービスに違いがある

会計事務所の比較ポイントのひとつとして、得意としている分野の違いが挙げられます。

例えば、アートやカルチャー領域に多くの顧問先を持っているか、非営利法人の実務に精通しているか、相続等の資産税領域をカバーしているか、補助金・助成金・融資等の獲得支援に力を入れているか等、具体的な分野や提供サービスの違いを見ていきます。これらは口コミやインターネット上の情報、その会計事務所のホームページにある実績記載等を参照したり、実際に問い合わせをしてみることで分かります。

自分たちのビジネスや活動内容に特色がある場合は、その領域を得意としている会計事務所に依頼することもポイントです。業種特有の税務処理の理解や、深度ある業界理解からくるコミュニケーションの円滑さ等、目には見えにくいところでサービスの差が出るもので、外部からはその違いが分かりにくい部分もあるかもしれません。そのため、実際に会計事務所にコンタクトを取り、経験値や知見等を尋ねてみるのもよいでしょう。

■ 倒産防止共済（経営セーフティ共済）

「倒産防止共済」は、取引先が倒産した際に、掛け金に応じて、スピーディーに低金利で借入れができる共済制度です。売掛金が回収できず資金繰り難になって連鎖的に倒産に追い込まれるのを防ぐことが趣旨です。個人事業主・法人どちらでも加入でき、掛け金が全額費用になります。

この共済は掛け金を払った年度には税金が安くなりますが、解約した年度には収益となって利益に積み上がります。そのため、税負担の減少というよりは税負担の繰り延べが可能な制度と言えます。ですから、将来解約をして資金を作りたい場合には、解約年度の業績等も考慮する必要があります。

掛け金は、年間で最大、月額20万円×12カ月分掛けられます。決算前に利益が大幅に出してしまった場合等に、決算月に1年間分の掛け金を前払いすると最大で240万円まで費用にできるので、税負担を一時的に減らせるメリットがあります。自社の業績やキャッシュフローへの影響も見ながら活用をご検討ください。

■提供サービスの充実度と報酬水準は相関関係にある

また、提供サービス面では、一般的には下記のような充実度やカバー範囲の違いにより報酬金額も変わってきます。

- ① 年1回のみ決算申告の時期に集中して処理代行を実施する代わりに安価な料金体系
- ② 上記サポートに加え、期中に記帳指導や定期的な実績振り返り機会の提供、税金対策のアドバイス、質問対応等がある代わりに報酬水準が①よりは高い
- ③ ②に加え資金調達の支援や事業、経営管理等にかかる各種相談ができる体制があり、それらのオプション料金が設定され、サービスの取捨選択ができる

会計事務所にとこまでの範囲のサポートを求めたいか？ 捻出可能な予算はどの程度か？といった点を踏まえ、自身の求める内容にあった会計事務所を選ぶことが重要です。特定の相談事項のみスポットで有償相談に応じる事務所もあります。そうした事務所を探してみるのもおすすめです。

■予算が限られる場合、行政サービスの活用も検討を

どうしても予算の関係でコストを抑えたいという場合は、必要最低限の申告のみ対応してくれる安価な会計事務所を探す方法もあります。

また、管轄税務署の窓口にお問い合わせたり、国税局電話相談センター等無料で相談に乗ってもらえる公的窓口を活用したりしながら、実務を進めることをおすすめします。ただし、国税局電話相談センターは一般的な相談内容に限って回答をしてもらえる窓口ですので、個別具体的な相談をしたい場合には、管轄税務署の窓口にお問い合わせしましょう。

■充実したサービスにはそれなりのコストがかかる

専門家も、駆け出しの若手や一人で経営している事務所等においてはボランタリーに安価なサービス提供を行っているケース中にもあるでしょう。ただ、長期的に見れば、良い専門サービスを提供し続けるためには、会計事務所側でもさまざまな管理体制や人材への投資等が必要です。充実した専門サービスをより安価に……というニーズを同時に満たすことは難しい場合も多いでしょう。

多くの会計事務所では、年単位で顧問契約を締結し、日常的なサポートを行っています。顧問契約の締結を前提にして、新たに会計事務所を探す際、初回相談料を無料としている会計事務所も少なくありません。まずは冒頭で紹介した探し方等で該当した会計事務所の中から、自分たちのこだわりや価値観、求めるものにあう先を複数あたってみましょう。そこから実際に質問をぶつけ丁寧に比較することで、ミスマッチは少なくなると思います。